平成２８年（フ）第７３５号
仙台市太白区柳生７丁目16番地の３　ソルスワーベ106
債務者　菊池かおり
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７８４号
宮城県塩竈市字伊保石５番地４
債務者　鈴木　和麻
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１８号
福島県相馬市塚部字内城69番地
債務者　渡部　昌宏
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２８年（フ）第１９７号
茨城県土浦市高岡845番地
債務者　服部　裕行
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２６２号
茨城県土浦市小松３丁目20番８号　レイクサイド小松102
債務者　土田　祐資
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２６号
千葉県鴨川市西町319番地１　飯沼アパート
債務者　髙橋恵美子（旧姓清瀬）
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２８年（フ）第４６号
千葉県安房郡鋸南町中佐久間1747番地
債務者　金木とみ子
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２８年（フ）第４７号
千葉県鴨川市広場1685番地４
債務者　高房　栄二
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２８年（フ）第４８号
千葉県南房総市和田町花園917番地２
債務者　八代　隆之
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２８年（フ）第１１４号
富山県高岡市大野229番地２
債務者　新保　康文
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第１１５号
富山県高岡市大野229番地２
債務者　新保　倪子
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第１２６号
富山県高岡市関町６番地１　ジョイフル駅南205号
債務者　森　　洋二
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第３０９号
金沢市観音堂町へ１番地10　ピュアライフ観音堂406号、従前の住所金沢市寺中町ロ36番地３
債務者　砂川　哲也
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３６０号
山梨県甲斐市西八幡4150番地７　サンハイツ山本201号、住民票上の住所山梨県南アルプス市藤田81番地10
債務者　小野　修孝
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３６９号
山梨県甲府市相生２丁目18番４号　シュプリーム相生リィ　５－Ｄ
債務者　関谷　和男
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３７１号
山梨県甲府市伊勢１丁目１番10号
債務者　篠原　賢二
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１００号
長野県東御市海善寺485番地１
債務者　竹内　和也
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
長野地方裁判所上田支部